猪名川町立中学校改革プラン

**子ども達が育つための**

**INAGAWAKUWORK PLAN**

**～あい・ワクワクプラン　中学校編～**

猪名川町教育委員会・猪名川町中学校長会（令和５年２月策定）

# １　目的

　　ＶＵＣＡの時代を生きる子ども達に、次の時代を切り拓くために必要な力が育つことを目的とする。

そのためには、生徒の学びの質の向上により学習効果を最大化するとともに、ゆとりある学校生活及び家庭生活を基盤として豊かな心と人間関係を培うことが求められる。

そこで、教職員が、授業をはじめとする質の高い学びの環境づくりに力を注ぎ、心身ともに健康で生徒と向き合う時間が確保できるよう、すなわち生徒の学習と生き方の支援に一層専心できるよう、令和５年４月から、町立中学校における働き方改革を加速させるものである。

# ２　超過勤務の実態

　　文部科学省は「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に、「①１か月の在校等時間について、超過勤務４５時間以内、②１年間の在校等時間について、超過勤務360時間以内」と上限の目安時間を明示している。

町立中学校においては、令和３年度調査対象５７人（管理職を含む）のうち、平均で１か月の超過勤務が上限である月４５時間を超えていて８０時間未満の者が２２人(38.6%)、いわゆる過労死ラインの月８０時間を超えている者が８人(14.0%)という実態がある。

 参考　（R4年4月～7月文部科学省全国調査）

中学校の超過勤務「月４５時間以上８０時間未満」 40.0%

「月８０時間未満時間以上」　　 13.7%

なお、教職員の勤務時間は１日７時間４５分であり、大半の教職員の勤務時間の始まりは午前８時１５分、終わりは午後４時４５分と定められている。

# ３　見直しの項目

（１）教育課程の見直し

　　ア　授業日　　　イ　時間割　　　ウ　定期テスト　　　エ　下校時刻

オ　卒業証書授与式　　　カ　学校行事

（２）学級担任制の見直し

（３）研究と修養の見直し

（４）授業の見直し

（５）業務の見直し

# ４　項目ごとのプラン

（１）教育課程の見直し

　　ア　授業日

　　　　夏季休業日の短縮（現行：８月２９日まで夏季休業）

◆８月３１日から遡り平日５日間を授業日とし、その初日を２学期始業日とする。

始業式：令和５年８月２５日（金）　令和６年８月２６日（月）

・授業時数２８時間増加

　　イ　時間割

　　　　５時間授業の導入（現行：毎日６校時）

　　　　◆週１日～２日を５校時　とする。

・授業時数３５～７０時間減少

・必要に応じて個別支援、教育相談、諸会議、授業研究等に充て、学びや生活の質の向上を図り、生徒と向き合う時間を確保しながら、教職員間の情報の共有や支援のあり方に関する共通理解を深める。

ウ　定期テスト

　　定期テストの廃止（現行：各学期の中間及び学期末に実施し、それぞれ前の定期テスト以降を出題範囲としている。）

　　◆各学期末に実力テストとして実施し、既習内容を出題範囲とする。

・授業時数２４時間増加

・知識・理解を大切にしつつ、生徒が考え議論する授業づくりを促進する。

・評価については単元テストと実力テストを効果的に活用し、指導と評価の一体化をさらに進める。

・MEXCBTやデジタル採点システム等を活用し、問題作成、採点、成績処理業務の負担を軽減する。

エ　下校時刻

　　下校時刻の繰り上げ

　　◆年間を通して　原則１７時下校　とする。

　　年間を通じて　１７時下校　とする

・生徒が心身ともにゆとりをもって家庭生活を送る時間を確保する。

・教職員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務できるための時間的・心理的余裕を生み出す。

・部活動の地域移行を含め、部活動の指導のあり方を改善する。

　　オ　卒業証書授与式

　　　　卒業式日程の繰り下げ（現行：公立高等学校学力検査日の前に実施）

　　　　◆公立高等学校学力検査日の４日（程度）後に実施し、式練習はその間に行う。

・授業時数１８時間増加

・公立高等学校学力検査日直前まで、落ち着いた雰囲気で３年間のまとめ等の授業を確保する。

・公立高等学校受検者が集中して受検に向かえる環境を作る。

　　カ　学校行事

　　　　学校教育目標の達成、生徒の成長に資する学校行事の再構成

・生徒の企画・運営により、自主性・創造力・協働する力を育む。

・行事を実施することによる教育効果を、費やした時間や労力で測ることなく、あくまでも「自分として」「集団として」の育ちを中心に評価することとし、各学校で既存の行事のあり方を大胆に見直す。

（２）学級担任制の見直し

　　　チーム担任制の導入

　　　　通常学級を１学級２名以上、または複数学級を学級数以上の複数教員で担任する。

・生徒にとって、自分にかかわる教師が増え、考え方や人間関係に幅が出る。

・生徒や保護者の相談窓口が広がる。

・学級担任の先導が減り、自分で考え主体的に行動する場面が増える。

・教師にとって、多角的・多面的な生徒理解ができるようになる。

・チーム内での連携（報告・連絡・相談・確認）がより一層必要になるため、コミュニケーションが増え教師に一体感が生まれる。

（３）研究と修養の見直し

　　　改正教育公務員特例法を受けて改正された「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標」に基づき、個別最適な学び、協働的な学びにより、教職生涯を通じて学び続けるといった新たな教師の学びを実現できるよう、研修機会と研修体制を見直す。

　　　ア　校内研修の日常化・活性化（互いの授業参観・批評）

　　　イ　学校の課題に対応した研修の精選・重点化と協働的な学び

　　　ウ　管理職の下での、個々のステージに応じた主体的・自律的な研修内容

（４）授業の見直し

　　　主体的・対話的で深い学びの主語は「子ども」である。

主体的・対話的で深い学びの実現のためには、授業改善に向けて「学習者の視点」と「授業者の視点」との往還が重要であるとの認識を基本に、各教科研究会、各学校等での取組を進める。

（５）業務の見直し

　　　生徒の育ちを第一とする教職員の働き方について、以下の考え方を保護者や地域住民と共有する。

　　　ア　中央教育審議会答申H31.1.25

　　　【学校以外で担うべき業務】

　　　　①登下校に関する対応

　　　　②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導されたときの対応

　　　　③学校徴収金の徴収・管理

　　　　④地域ボランティアとの連絡調整

　　　【必ずしも教師が担う必要のない業務】

　　　　①調査・統計等への回答

　　　　②児童生徒の休み時間における対応

　　　　③校内清掃

　　　　④部活動

　　　【教師の業務であるが、教師の負担軽減が可能な業務】

　　　　①給食時の対応

　　　　②授業準備

　　　　③学習評価や成績処理

　　　　④学校行事の準備・運営

　　　　⑤進路指導

　　　　⑥支援が必要な児童生徒・家庭への対応

　　　イ　生徒支援の考え方

　　　　　「社会でしてはいけないこと、許されないこと、犯罪に当たること」は、「学校でもしてはいけないこと、許されないこと、犯罪に当たること」であるという基本認識に立ち、教育委員会の指導・助言をもとに、

　　　　　・いじめを含めて、犯罪に該当する事案については警察に通報する。

　　　　　・早期に保護者と共通理解を図り解決を目指す。

・関係機関や専門家とのネットワークを即時に構築し、組織的に解決する。